

神奈川県県土整備局

ICT活用工事（舗装工）試行要領

1 目的

本要領は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事において、生産性の向上を図るための取組として、舗装工においてICT施工技術の活用を図る工事を試行するために必要な事項を定めるものである。

2 定義

ICT活用工事（舗装工）とは、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」、「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」の5つの段階で、ICT施工技術を活用することをいう。

3 ICT活用工事の試行対象

ICT活用工事（舗装工）は、原則として路盤工の面積（上層路盤と下層路盤の合計）が3,000m²以上であり、かつ、「土木工事標準積算基準書（土木工事編）神奈川県県土整備局」（以下、「積算基準書」という。）に記載のある以下の工種を含む工事の中から、工事を発注する事務所等が選定するものとする。

- ・路盤工（ICT）

4 ICT活用工事の実施

- （1）ICT活用工事（舗装工）の試行は、「受注者希望型」とする。
- （2）ICT活用工事（舗装工）の試行対象となった場合は、設計図書に特記仕様書を添付する。
- （3）契約後に受注者がICT活用工事（舗装工）の実施を希望する場合は、実際の施工に着手する前に、工事打合せ簿で発注者と協議し、発注者の承諾を得てから取り組むものとする。
- （4）ICT活用工事（舗装工）の試行は、「7 準拠する基準類」に基づき実施する。

5 ICT施工技術の内容

ICT施工技術の具体的な内容については、次の（1）から（5）によるものとする。

（1）3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次のア～オの3次元計測技術から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できる。

- ア 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- イ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ TS等光波方式を用いた起工測量
- エ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- オ その他の3次元計測技術を用いた起工測量

（2）3次元設計データ作成

設計図書や（1）で得られたデータを用いて、3次元設計データを作成する。

（3）ICT建設機械による施工

（2）で作成した3次元設計データを用いて、3次元マシンコントロール（MC）建設機械により施工を実施する。

ただし、施工現場の環境条件により、ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事（舗装工）とする。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

(3) による工事の施工管理において、次のア～オの3次元計測技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択できる。

- ア 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- イ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ウ TS等光波方式を用いた出来形管理
- エ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- オ その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(5) 3次元データの納品

(4) により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

6 ICT活用工事の費用

- (1) ICT活用工事（舗装工）を実施した場合の経費は、設計変更で対応する（当初積算においては、従来通りの積算とする）。
- (2) 「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」に係る費用は、受注者からの見積で対応する。なお、見積は諸経費を含むものとし、共通仮設費（技術管理費）に積上げ、全間接費の対象外とする。
- (3) 発注者は、ICT活用工事（舗装工）の実施について承諾した場合、積算基準書に基づき設計変更するものとする。

7 準拠する基準類

ICT活用工事（舗装工）において、受注者は以下の基準及び要領に準拠する。

- 神奈川県土木工事施工管理基準及び規格値
- 電子納品運用ガイドライン〈工事編〉【土木工事版】（神奈川県県土整備局）
- 国土交通省の各種出来形管理の監督・検査要領、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

8 ICT機器類

ICT活用工事（舗装工）に使用する機器類（ICT機器類）は、受注者が調達し、施工に必要な工事用データについても、受注者が作成する。

また、使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に発注者と協議する。

9 工事成績評定への反映

- (1) 発注者は、受注者がICT活用工事（舗装工）を実施し完成した場合、工事成績評定で加点する。
- (2) 全ての段階（2 定義に示す5段階）でICT施工技術を活用した場合に、主任技術評価者の創意工夫で「ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」として2点加点する。
- (3) ICT活用工事による加点は最大2点の加点とする。

10 アンケートや現場見学会実施への協力

受注者はICT活用工事（舗装工）に関わるアンケートに協力するものとし、下記の提出先へメールで提出すること。また、ICT活用工事（舗装工）を対象に県で現場見学会を実施する場合は、それに協力すること。

<提出先>

神奈川県 県土整備局 都市部 技術管理課 技術管理グループ

メール：gikan.137@pref.kanagawa.lg.jp

件 名：「ICT活用工事アンケート」

11 その他

この試行要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議して決定する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。